

# 山梨県世界遺産富士山課・富士吉田市富士山課・富士山吉田口旅館組合 感染症予防対策に係る基準

## 1. 来館者の感染症予防

### (1) 入館・受付

- ・山小屋入口に消毒設備を設置し、入場時等に、手指消毒を実施するよう表示する。
- ・フロント、ロビーでは、最低1 m（マスク着用のない場合は2 m）の来館者同士の対人距離を確保する。
- ・フロントデスクは、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽する。
- ・フロントデスク、筆記具等は接触ごとに清拭消毒を行う。
- ・コイントレイを介した金銭の受け渡し（コイントレイの消毒、手指消毒は1回の受付ごとに実施）、またはキャッシュレス決済を導入する。
- ・グループで利用する場合は、チェックイン・チェックアウト時に代表者がまとめて手続を行い、ツアー参加者は1つの場所に固まらず、分散して待機を行うように誘導する。
- ・チェックイン時に感染発生に備えて身分証明書等により利用者の連絡先を確認する。
- ・発熱（例えば平熱より1度以上高い場合）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば申し出るように呼びかけるとともに、原則として、入口で来館者への体調確認を行う。それらの症状が認められた場合、来館者から山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡するよう要請する。その後の対応は、山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。

※山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター TEL 055-223-8896

- ・飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗いや手指消毒を要請する。
- ・咳エチケットを徹底し、及び近距離での会話や発声を避けるよう注意喚起を行う。
- ・荒天時に登山者等が避難のため山小屋へ立ち入ることを求めた場合において、その求めに応じなければ当該登山者等（以下「避難者」という。）の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認められるときは、次の全ての対策を講じた上で、避難者を山小屋に受け入れる。

ア 避難者を客室・就寝スペースには、立ち入らせない。

イ 避難者にマスクの着用を徹底させる。

ウ 避難者に手指消毒を徹底させる。

エ 避難者に必要以上に近距離での会話や発声を行わないよう求める。

オ 避難者にできる限り飲食をしないよう、求める。

- カ 避難者による飲酒を禁止する。
  - キ 避難者（団体の場合は代表者）の連絡先を把握する。
  - ク 避難者間の距離間隔は、できる限り確保する。
  - ケ 窓の開放等による換気と併せて、可搬式の空気清浄機と加湿器を利用する（十分な換気が可能な場合は除く。）。
- ・ 宿泊は、事前予約を原則とする。
  - ・ 予約受付の際、以下の事項を伝達する。
    - ア マスクや身分証明書の持参。
    - イ 入館中は、飲食時以外マスク着用。
    - ウ 体調に少しでも不安のある時は、登山を中止する。

## （２）館内利用

### ①客室・就寝スペース

- ・ コップ等は使い捨てにするか、または消毒を徹底する。
- ・ 就寝スペースについては、次のいずれかの対策を行う。
  - ※ 住居を共にしているグループ（人数は問わない。）、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同一スペースの利用を希望する場合は、除く。
  - ア 1人あたり概ね畳2畳分のスペースを確保する。
  - イ 1人あたり90cm以上のスペースを確保し、各スペース間は、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮断する。
- ・ 寝具については、次のいずれかの対策を行う。
  - ア 個人が持参した寝具を使用する。
  - イ 共用の布団を使用する場合、ビニール製のシーツ・布団カバー・枕カバーで覆い、利用者毎に交換する。
  - ウ 共用の寝袋を使用する場合、利用者の肌（胸から上）との接触箇所をカバーで覆い、利用者毎に交換する。

### ②食堂

- ・ 発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば食堂等に入場しないよう要請する。
- ・ テーブル間の配置については、次のいずれかの対策を行う。
  - ア 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。
  - イ 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

- ・同一テーブルでの配置については、次のいずれかの対策を行う。
  - ※住居を共にしているグループ（人数は問わない）、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は、除く。
  - ア 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1 m以上確保できるように配置する。
  - イ テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。
- ・滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・お酌や回し飲みは避けるように注意喚起を行う。
- ・店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
- ・卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。
- ・食器、カップは、次のいずれかの対策を行う。
  - ア 食器、カップは、共有しない。
  - イ 食器、カップを共有する場合、手袋で取り扱い、熱湯または食洗機で洗うか、家庭用洗剤に一定時間接触させて洗う。また、食洗機で完全乾燥させるか、自然乾燥させる。

### ③その他

- ・トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ・トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
- ・喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。

### (3) 宿泊客の感染疑いの際の対応

- ・宿泊中に、発熱、倦怠感など、体調不良が発生した場合、従業員に連絡するとともに、隔離スペースで待機するよう要請する（同行者も同様）。  
 天候、時間帯、体調等を考慮し、可能な場合は、速やかに下山を促す。  
 ※隔離スペース：個室、パーティションや遮断カーテン等で区切ったスペース、屋外テント等）
- ・感染疑いのある宿泊客等への食事提供は、使い捨て容器などにより、回収する必要がない形式として、隔離スペースに届けることとし、その際、従業員はマスク、防護服、ゴーグルを着用の上、宿泊客との接触を避ける。
- ・宿泊者等から帰国者・接触者相談センターへ連絡するよう要請するとともに、従業員からも山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ連絡し、その後は山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターの指示に従う。  
 ※山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター TEL 055-223-8896

## 2. 従業員の感染症予防

- ・マスク着用を遵守し、大声での会話を避ける。
- ・業務開始前に検温・体調確認を行う。
  - 発熱（例えば平熱より1度以上高い場合）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- ・感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- ・定期的に、かつ、就業開始前や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- ・利用者への応接にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。
- ・休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- ・休憩スペースでは常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- ・従業員のユニフォームがある場合は当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

## 3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- ・換気については、次のいずれかの対策を行う。
  - ア 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m<sup>3</sup>）を確保している。必要換気量が足りない場合は、入館者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行っている。
  - イ 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。
- ・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

<宿泊施設で他人と共用し接触が多い部位>

テーブル、椅子、ドアノブ、ルームキー、電気のスイッチ、電話、自動販売機のボタン、テレビ、リモコン、タッチパネル、ロッカー、ロッカーキー、蛇口、手すり、ドリンクバーのボタン、エレベーターのボタン、透明ビニールカーテン、パーティション、アクリル

- 板、便座、トイレのスイッチ、トイレの洗浄レバー、トイレ専用スリッパなど
- ・ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手指消毒を行う。
  - ・食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。

#### 4. チェックリストの作成・公表

- ・各施設・事業者は、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。

#### 5. 感染者発生に備えた対処方針

- ・施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
- ・従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで麓で待機させるなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。
- ・保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

本基準は、山梨県世界遺産富士山課と富士吉田市富士山課、富士山吉田口旅館組合共同で策定。